

1.技 術	2.4 その他（資源回収、河川、森林等を含む）
2.事 業 名	2.4.42 海外工業生産における水利用の国際規格開発(R1)
3.キーワード	水再生、工業用水、標準化、排水再利用、海水淡水化
4.目的	<p>本事業は、平成28年度から開始し、海外での工業生産活動に関するTC224/WG12「水効率管理」やTC8/SC13/WG3「海水淡水化」について国際規格の開発動向を把握し、改善や活用に関する提案をするものである。特に、開発される規格が、日本企業の生産活動に不利益を生じることなく、また、優れた水利用技術が適正に評価されるよう、規格内容の改善提案を行う。</p>
5.内容、成果	<p>「水効率管理」は、シンガポールが、国内で2013年(平成25年)から施行しているSS577規格をベースに、認証付きの国際規格をめざして提案したもので、各事業所による節水を目的に、継続的に目標設定、計画、実行、見直しを義務付けるものである。その手段となる水再利用については、TC282「水再利用」の規格を参考にできる旨の追加を日本から提案した。規格のドラフトは、平成30年3月のシアトル会議や12月のWeb会議での議論を経て、2019年(令和元年)7月にISとして発行された。</p> <p>令和元年度は、認証規格としての発行状況の詳細と、シンガポールにおける発行後の運用や認証のための仕組みづくりの動向を調査するとともに、民間企業など関係者と情報共有した。</p> <p>「海水淡水化」は、平成30年に中国による新作業項目(NP)提案が承認され、ドラフトの作成が開始されたことから、令和元年度も、引続き本財団会員による情報の収集を行い、中国から提出された作業原案(WD)について関係者と共有した対応の検討を開始した。</p>
6.参照	本事業は、本財団の自主事業として実施したものである。